

岡崎市社会福祉協議会運営費等補助金交付要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、岡崎市の区域を単位とする社会福祉協議会（社会福祉法（昭和26年法律第45号）第109条第1項に規定する社会福祉協議会（以下「岡崎市社会福祉協議会」という。））が地域福祉の向上を図るために行う事業を奨励するため、予算の範囲内において交付する岡崎市社会福祉協議会運営費等補助金（以下「補助金」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

（条例及び規則との関係）

第2条 補助金の交付に関しては、岡崎市社会福祉法人助成手続条例（昭和43年岡崎市条例第15号。以下「条例」という。）及び岡崎市市費補助金等に関する規則（昭和34年岡崎市規則第3号。以下「規則」という。）の規定によるほか、この要綱の定めるところによる。

（申請者の資格）

第3条 補助金の交付を申請することができる者は、岡崎市社会福祉協議会の長とする。

（対象事業）

第4条 補助金の交付対象となる経費は、別表に定めるものとする。ただし、別表に掲げるもののほか、市長が地域福祉の向上のために特に必要があると認めたときは、補助の対象とする。

（補助金の額）

第5条 補助金の額は、補助対象事業に要する経費で市長が認めた額（千円未満の端数は切捨て）とする。ただし、その他財源となる収入があった場合は、補助対象経費から当該収入を差し引いた額とする。

（交付申請）

第6条 岡崎市社会福祉協議会は、補助金の交付を受けようとするときは、条例第3条及び規則第5条の規定に基づき市費補助金等交付申請書（様式第1号）に次の各号に掲げる書類を添付し、事業開始前までに市長に提出しなければならない。

(1) 収支予算書

- (2) 事業計画書
- (3) 財産目録及び貸借対照表
- (4) その他市長が必要と認めるもの

(交付決定)

第7条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、補助金の交付を決定するものとする。

- 2 市長は、前項の規定による決定をしたときは、規則第7条の規定に基づき市費補助金等交付決定通知書（岡崎市市費補助金等に関する規則について別記第1）により速やかに岡崎市社会福祉協議会に通知するものとする。

(申請事項の変更・中止又は廃止)

第8条 岡崎市社会福祉協議会は、補助金の交付決定後、第6条に規定する申請事項に変更・中止又は廃止が生じたときは、市費補助金等変更・中止・廃止承認申請書（様式第2号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

- 2 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、変更・中止又は廃止の承認の可否を決定し、速やかに岡崎市社会福祉協議会に通知するものとする。

(実績報告)

第9条 岡崎市社会福祉協議会は、規則第10条の規定に基づき市費補助事業等実績報告書（様式第3号）に次の各号に掲げる書類を添えて、補助事業の完了（第8条に基づく中止又は廃止の承認を受けた場合を含む。）の日から起算して30日を経過した日又は翌年度の4月末日のいずれか早い期日までに、市長に提出しなければならない。

- (1) 収支決算書
- (2) 事業報告書
- (3) その他市長が必要と認めるもの

- 2 前項において実績報告書の提出が4月1日以降となる場合は、実績報告に先立ち、3月31日までに市費補助事業等完了報告書（様式第4号）を市長に提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

第10条 市長は、前条第1項による実績報告書の提出を受けたときは、

その内容の審査及び必要に応じて調査等を行い、その報告に係る補助事業の実施結果が補助金の交付決定内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、規則第11条の規定により、交付すべき補助金の額を確定し、市費補助金等交付確定通知書（岡崎市補助金等に関する規則について別記第2）にて通知するものとする。

（補助金の交付）

第11条 補助金は、前条による額の確定後、岡崎市社会福祉協議会からの請求により交付する。なお、市長が必要があると認める場合には、全部または一部を概算払により交付することができる。

（補助金の精算）

第12条 岡崎市社会福祉協議会は、第11条に規定する補助金の概算払による交付を受けたときは、第10条に基づく補助金額の確定後、速やかに精算しなければならない。

（財産処分の制限）

第13条 事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価10万円以上の財産については、減価償却資産の耐用年数に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）で定める耐用年数を経過するまで、市長の承認を受けないでこの補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け担保に供し、又は廃止してはならない。

2 事業により取得し、又は効用の増加した財産を市長の承認を受けて処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を市に納付させることがある。

3 事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。

（終期）

第14条 この要綱は令和5年3月31日をもって失効する。

附 則

この要綱は、平成10年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

別表（第4条関係）

補助対象事業	補助事業の区分	補助対象経費
社会福祉活動 推進事業（法人運営）	人件費	常勤職員、非常勤職員、臨時職員等に係る人件費。ただし、社会保険料は雇用主負担分に限る。
	運営費	法人運営に要する事務費、地域福祉事業に要する経費、その他市長が必要と認めたと経費。
	退職給与引当金	退職給与引当金
ボランティア 事業	市民啓発	福祉まつり、福祉施設ボランティア体験等に要する経費。
	育成・研修	宿泊体験、防災ボランティアコーディネーター養成講座、地域のボランティア活動講座等に要する経費。
	活動支援	ボランティア活動機材購入、ボランティアレベルアップ研修等に要する経費。
	福祉教育推進	福祉教育推進、福祉実践教室等に要する経費。
	高齢者・障がい者等支援	福祉車両貸出、おもちゃ図書館事業等に要する経費。
地域福祉推進 事業	岡崎市地域福祉活動支援事業補助金交付要領の定めるところによる学区（地区）福祉委員会が行う地域福祉活動に要する経費に対して岡崎市社会福祉協議会が補助する事業に要する経費・岡崎市社会福祉協議会が行う学区福祉委員会の広報活動に要する経費。	

様式第1号（第6条関係）

市費補助金等交付申請書

年 月 日

（宛先）岡崎市長

（申請者）住 所

名 称

代表者

印

年度社会福祉法人岡崎市社会福祉協議会 事業について、
次のとおり岡崎市社会福祉協議会運営費等補助金を交付してください。

- 1 補助を必要とする理由
- 2 市費補助事業等の目的
- 3 市費補助事業等の内容
- 4 市費補助事業等の完了予定期日
- 5 交付を受けようとする市費補助金等の額及びその算出の基礎
- 6 市費補助事業等の経費の配分及び経費の使用方法
- 7 添付書類
 - (1) 収支予算書
 - (2) 事業計画書
 - (3) 財産目録及び貸借対照表
 - (4) その他市長が必要と認めるもの

様式第2号(第8条関係)

市費補助金等変更・中止・廃止承認申請書

年 月 日

(宛先)岡崎市長

(申請者)住所

名称

代表者

印

年 月 日付け(年度)岡崎市指令 第 号で交付決定がありました岡崎市社会福祉協議会運営費等補助金にかかる事業について、次のとおり変更・中止・廃止したいので、岡崎市社会福祉協議会運営費等補助金交付要綱第8条の規定により、承認を申請します。

- 1 変更・中止・廃止の理由
- 2 変更・中止・廃止の内容
- 3 変更・中止・廃止後の交付申請額
- 4 添付書類
 - (1) 収支予算書
 - (2) 事業計画書
 - (3) その他市長が必要と認めるもの

様式第3号（第9条第1項関係）

市費補助事業等実績報告書

年 月 日

（宛先）岡崎市長

（申請者）住 所
名 称
代表者

印

年 月 日付け（年度）岡崎市指令 第 号で交付決定がありました岡崎市社会福祉協議会運営費等補助金にかかる事業は、次のとおり完了しました。

- 1 市費補助事業等の名称
- 2 市費補助金等の交付決定額及びその精算額
- 3 市費補助事業等の実施期間
- 4 市費補助事業等の成果
- 5 添付書類
 - (1) 収支決算書
 - (2) 事業報告書
 - (3) その他市長が必要と認めるもの

様式第4号（第9条第2項関係）

市費補助事業等完了報告書

年 月 日

（宛先）岡崎市長

（申請者）住 所
名 称
代表者

印

年 月 日付け（年度）岡崎市指令 第 号で交付決定がありました岡崎市社会福祉協議会運営費等補助金にかかる事業は、確かに（年度）年3月31日に完了したことを報告します。

なお、実績報告書については、後日、必要な書類を付けて速やかに提出します。

- 1 市費補助事業等の名称
- 2 市費補助金等の交付決定額
- 3 市費補助事業等の実施期間